

JA福光の現況

(令和5年度福光農業協同組合ディスクロージャー誌)



福光農業協同組合

目 次

ごあいさつ

1. 経営方針	1
2. 経営管理体制	1
3. 事業の概況（令和5年度）	2
4. 農業振興活動と地域貢献情報	3
5. リスク管理の状況	6
6. 自己資本の状況	19
7. 主な事業の内容	20

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	33
2. 損益計算書	34
3. 注記表	
令和4年度	35
令和5年度	45
4. 剰余金処分計算書	55
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	56
6. 会計監査人の監査	56

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	57
2. 利益総括表	58
3. 資金運用収支の内訳	58
4. 受取・支払利息の増減額	58

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	59
② 定期貯金残高	59

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	59
② 貸出金の金利条件別内訳残高	59
③ 貸出金の担保別内訳残高	60
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	60
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	60

⑥ 貸出金の業種別内訳残高	60
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	61
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の 保全状況	62
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	62
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	63
⑪ 貸出金償却の額	63
(3) 内国為替取扱実績	63
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	63
② 商品有価証券種類別平均残高	63
③ 有価証券残存期間別残高	64
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	65
② 金銭の信託の時価情報等	65
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティ ブ取引	65
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	66
(2) 医療系共済の共済金額保有高	66
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	66
(4) 年金共済の年金保有高	67
(5) 短期共済新契約高	67
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	68
(2) 受託販売品取扱実績	68
4. 指導事業	68

IV 経営諸指標

1. 利益率	69
2. 貯貸率・貯証率	69

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	70
2. 自己資本の充実度に関する事項	72
3. 信用リスクに関する事項	74
4. 信用リスク削減手法に関する事項	77
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	78
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	78
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	78

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	79
9. 金利リスクに関する事項	80

【JAの概要】

1. 機構図	82
2. 役員一覧	83
3. 会計監査人の名称	83
4. 組合員数	83
5. 組合員組織の状況	84
6. 特定信用事業代理業者の状況	84
7. 地区一覧	84
8. 店舗等のご案内	85
法定開示項目掲載ページ一覧	86

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

ごあいさつ

日頃より福光農業協同組合をご利用いただき、心よりお礼申し上げます。

さて、農業と農協および地域社会を取り巻く情勢は変革の渦中にあります。世界的な物価高や円安などの影響で、燃料価格や肥料・資材価格の高騰など農業分野に対しても大きな影響が続いています。さらに、大雨や記録的な猛暑などの異常気象や能登半島地震の影響もあり景気は一時的な足踏み状態にあります。さらには人口減少時代に突入したことによる新たな問題が徐々に鮮明化されつつあります。

このような情勢の中、皆様に協議策定いただいた協同活動強化第16次3か年運動「安心して暮らせる地域社会をめざして」の初年度として、

- ◆「次世代へつなぐ地域農業の実現」
- ◆「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」
- ◆「次代へつなぐ『地域に根ざした協同組合』を目指して」

の大きな3つの柱のもと、その実践を組合員はもとより地域の皆様と一体となって取り組んで参りました。

本年は協同活動強化第16次3か年運動の最終年として、引き続き財務の健全化、内部管理態勢の整備、コンプライアンス態勢の強化等を図りつつ、今こそ安心して暮らせる地域社会をめざし、組合員の要望に応え、より一層信頼される体制の確立をめざしてまいります。

この冊子は皆様のお役に立てる様々なサービスをご提供させていただくにあたり、令和5年度の事業実績等を「JA福光の現況」としてとりまとめたものです。ご高覧いただければ幸いです。

今後とも皆様に信頼される農協となるよう役職員全員で努めていきますので、一段のご利用、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願い致します。

代表理事組合長 幅田 浩司

1. 経営方針

当JAは「信用第一」「相互の信頼感」「創意工夫」の信条のもと、協同活動強化第16次3か年運動を基本に、組合員組織基盤の維持・拡大を図るとともに、競争力の強化と信頼性の向上を図り、組合員と地域の皆様に支持され、安心して利用いただける健全性の高い経営に努めてまいります。

今年は協同活動強化第16次3か年運動の最終年として、財務の健全化、内部管理態勢の整備、コンプライアンス態勢の強化を図ります。また、下記の3本柱により安心して暮らせる地域社会をめざし、組合員及び利用者の要望に応え、より一層信頼される体制の確立をめざしてまいります。

★ 次世代へつなぐ地域農業の実現

- I. スマート農業の推進と労働生産性の向上
- II. 需要に応じた地域農業の戦略
- III. 次世代の農業を担う若者世代の確保

★ 豊かで暮らしやすい地域社会の実現

- I. JA事業を通じたインフラ機能の発揮
- II. JAくらしの活動を通じた地域コミュニティの活性化

★ 次代へつなぐ「地域に根ざした協同組合」を目指して

- I. 持続可能な組織・事業基盤の確立
- II. ニーズを踏まえた事業活動の実践
- III. 自己改革の実践を支える経営基盤の強化

2. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（令和5年度）

◇ 全体的な概況

農業・農協をとりまく環境が大きく変化する中で、経営基盤の健全な発展を継続するため、農協法・JAバンク法に基づき「次代へつなぐ協同」をめざして事業に取り組んで参りました。

また、協同活動強化第16次3か年運動「安心して暮らせる地域社会をめざして」の2年目として、「次世代へつなぐ地域農業の実現」、「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」、「次代へつなぐ『地域に根ざした協同活動』を目指して」の大きな3つの柱のもと、その実践を皆様と共に取り組んで参りました。

◇ 信用事業

信用事業では、皆様に積み上げを頂きました貯金は683億円、計画比で101.4%となり、貸出金は住宅ローン等のバンクローンや農業資金の利用が51億3千万円、計画比94.7%となりました。

◇ 共済事業

共済事業では、「組合員・利用者に寄り添った安心と満足の提供」と「持続可能なJA経営基盤の確立・強化」をテーマとし、対面と非対面が融合した活動の実践に取り組んできました。その結果、長期・短期新契約は1,194千ポイントの実績で計画比79.1%となりました。多額の満期によって保有契約高は1,269億2千万円と期首保有高を下回りました。

◇ 購買事業

購買事業では、燃料価格や肥料等の農業資材価格の高騰を受け、供給高は前年対比で増加しました。購買全体の供給高は26億円で、計画比99.0%となりました。

◇ 販売事業

販売事業では、トレーサビリティシステムによる情報開示とリスク・危機管理対策の強化、品質（均質）向上対策の強化、農薬の適正使用の啓蒙強化に努めてまいりました。農畜産物あわせた販売品全体で22億4千万円の取扱高となりました。

◇ その他の事業

その他の事業として、会館利用事業では福光中央会館の効率的利用とPRに努めましたが、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類相当に移行したことに伴い、飲食を伴う利用数が回復し総利益で8百万円となりました。また、介護保険・福祉事業では総利益は7千2百万円となりました。

組合員はじめ利用者皆様の日頃からのご利用に心から感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解・ご協力をお願いし事業報告と致します。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当JAは、南砺市（平成16年11月1日合併前の西砺波郡福光町の地域に限る）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 農業関係の持続的な取り組み

- ・新たな農政に対応した持続可能な地域農業の振興
- ・農業所得向上をめざした販売戦略の展開

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳ととやまGAP規範の継続
- ・農薬の適正使用の指導推進
- ・環境に配慮した被覆コート肥料への転換

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・安全・安心・信頼される農産物の生産指導
- ・学校給食への食材提供による地産地消の促進

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、68,298百万円（うち定期積金の残高は949百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	60,311百万円
そ の 他	7,987百万円
合 計	68,298百万円

◇ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、5, 128百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	3, 344百万円
地 方 公 共 団 体	1, 149百万円
そ の 他	633百万円
合 計	5, 128百万円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

○ 地域で採れた食材の学校給食への提供

春はアスパラガスやキャベツ、夏には馬鈴薯・玉ねぎ、秋にはキャベツ・ブロッコリーやニンジンを中心に、管内の小学校に食材として提供しています。

○ 各種文化活動

女性部員を対象に生活文化の向上を図る目的として、環境問題から料理・健康等についての勉強会や趣味の活動を行っています。

○ スポーツイベントの開催

組合員やその家族を対象として各種スポーツイベントを開催し、心身の健康づくりに貢献しています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

○ 年金友の会

地区センター毎に会員の親睦会を開催しています。また、会員の誕生日にはプレゼントを進呈しています。

○ 共済友の会

地区センター毎に会員の親睦を図っています。

(3) 情報提供活動

○ 農協だより「ファースト」の発行

月刊広報誌「ファースト」は農政や営農情報及び地域の出来事を組合員の皆様にお知らせしております。また、皆様からのご意見等も掲載しております。

○ ホームページでの情報伝達、PR

ホームページアドレス <http://www.ja-fukumitsu.or.jp>

電子メールアドレス jafuku3@ja-fukumitsu.or.jp

◇ 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

農業技術・生産性向上に向けた研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取り組み、担い手経営体や農業者等のニーズを把握しサービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者の資金ニーズに応えるための農業融資担当者研修を実施し、また、JAバンク農業金融プランナーを配置して、農業者からの幅広い相談に応えることができる態勢整備を行っています。

(3) 地域活性化のための融資をはじめとする支援

融資部門と営農生活部門が連携して農業融資・資金提供を行い、また農林中央金庫や行政・関係機関の担当部署と連携して地域活性化の支援を行っています。

(4) 地域への貢献

地域小学生や未就学児の農業への理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材の配布や農業体験学習の受入れ等に取り組んでいます。

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、管理室に審査課を設置し融資課との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

〔内部統制システム基本方針〕

当JAでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

注：上記内部統制システム基本方針は令和6年6月3日時点のものです。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、すべての課ごとにコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

信用事業 金融業務課（電話：0763-52-1331）

共済事業 共済課（電話：0763-52-1332）

※ 受付時間はともに、月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、
電話：03-6837-1359）

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先 (住所・電話番号) につきましては、上記ホームページを
ご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

福光農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 利用者保護等管理方針

当 J A は、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

J A バンク利用者保護等管理方針

福光農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っている。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当 J A は、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

福光農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
- また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7条に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足してご利用いただけるよう日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

管理室 電話番号／0763-52-1335

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前9時～午後5時

◇ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの事業所すべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップし

ています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位:人、日)

監査期間	監査内容等	監査従事人数		
		監事	補助員	計
R5.4.17 - 19	第1回監事監査	12	10	22
R5.6.29 - 30	第2回監事監査、第1回内部監査	8	16	24
R5.8.30	上半期末購買品・受託販売品棚卸実査	4	4	8
〃	貯蔵品・簡易郵便局資産実査	4	4	8
R5.10.19	貯金者データ整備に係る内部監査		1	1
〃	余裕金運用に係る内部監査		1	1
R5.10.23 - 24	第3回監事監査	8	8	16
R5.12.8	第2回内部監査(無通告)	1	2	3
R6.1.29 - 30	第4回監事監査、第3回内部監査	8	16	24
〃	子会社「丸一」決算監査	1		1
R6.1.10	令和4年度農協直売に係る共同計算の内部監査		2	2
R6.2.29 - 3.1	期末購買品棚卸実査・貯蔵品・郵便局資産実査	4	6	10

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年2月末における自己資本比率は、17.80%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	福光農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	969百万円（前年度975百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中央金庫という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、県税、市税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌 23 ページをご覧ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌 24 ページをご覧ください。

◇ 為替業務

全国の J A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当 J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国の J Aでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌 25 ページから 30 ページをご覧ください。

[共済事業]

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌 31 ページをご覧ください。

[経済事業]

◇ 購買事業

生産購買では年間購買体制の徹底と営農指導・販売事業と連携した生産資材の安定供給を、生活購買ではJ Aらしい組織購買の展開、自動車燃料ではきめ細やかなサービスと整備の徹底に心がけています。

◇ 営農販売事業

ライスコンビナート施設（カントリーエレベーター）を核とし、生産履歴の情報を開示しながら、安全・安心な福光米の安定供給に努力しています。

◇ 指導事業

営農指導では各地区担当の営農指導員を置き、高品質・良食味・安全・安心な農産物の生産を柱に、環境保全、後継者の育成、低コスト生産などを推進しています。

生活指導では活力ある組織づくりを中心に、健康な体づくり、安全な暮らしづくり、子供の健全育成、女性の地位向上などを進めています。

[その他の事業]

◇ 介護保険・福祉事業

訪問介護事業、居宅介護支援事業と合せて、デイサービス（通所介護事業）を実施し、高齢者の生活支援に努めています。

◇ 簡易郵便局

中山間地における郵便事業の利便性を提供しています。

◇ 旅行事業

国内外の旅行を提供し、組合員や利用者の娯楽とリフレッシュに貢献しています。

(2) 系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」はJAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2023年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2023年3月末現在で4,708億円となっています。

【主な貯金商品】

種 類	しくみと特色	お預入期間	お預入額
普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 更にキャッシュカードをご利用になると全国のJAのCD・ATMはもちろん他の提携金融機関やコンビニATMもご利用いただけます。 総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上
当座貯金	小切手・手形によりお支払いができますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由	1円以上
スーパー定期貯金	お預け期間は1ヵ月以上の決められた期間、預入れ時の利率が満期日まで変わらない確定利回り。預入期間が3年以上は有利な半年複利も選択できます。	1ヵ月以上 10年以内	1円以上
大口定期貯金	大口資金の運用に便利で安全確実な商品です。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円以上
期日指定定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヵ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。	最長3年	1円以上 (ただし通帳式は1万円以上)
変動金利型定期貯金	市場金利に応じて6ヵ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1・2・3年	1円以上
定期積金	目標額に合わせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積立期間は自由に選べますから、プランにそって無理なく目標達成できます。	6ヵ月以上 10年以内	1回 1,000円以上
一般財形貯金	積立額、目的ともご自由。お預入れ後、3年経過すればいつでもお引出しできます。	3年以上	1回 1円以上
財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積立で非課税が適用されるたいへん有利な貯金です。また、年金財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回 1円以上
財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金作りに最適です。在職中に積立を行い、60歳以降に年金としてお受け取りできます。また、住宅財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回 1円以上

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、ご不明な点は店頭窓口もしくは
渉外担当者までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

種 類	資 金 使 途
住宅ローン	住宅の新築・購入(中古住宅を含む)、土地の購入、住宅の増改築・改装・補修、他金融機関の住宅ローン資金借換
マイカーローン	自動車の購入・付随費用、車検・整備・修理費用、運転免許取得費用、カー用品等の購入、車庫の建設、他金融機関のマイカーローン資金借換
フリーローン	自由 ※事業性、投機性、不動産資金は除く
教育ローン	入学・在学の費用、他金融機関の教育ローン資金借換
リフォームローン	住宅の増改築、住宅設備機器購入、造園等の住宅周辺施設改修、他金融機関のリフォームローン資金借換
カードローン	自由 ※事業性、投機性、不動産資金は除く
教育カードローン	教育に関する一切の資金
農機ハウスローン	農機具の購入費、点検・修理費用、車検費用、購入に付帯する費用、保険掛金、他金融機関の農機具ローン資金借換、パイプハウス・格納庫建設資金
農業近代化資金	農業施設の建設・購入・改良・復旧資金、農業機械の購入・改良・復旧資金、果樹花木の植栽・育成費、家畜の購入・育成費、長期運転資金
農機具ローン	農業機械全般の購入資金・修理・点検・整備・車検費用、免許取得費用、簡易な建築物の購入・設置・解体・改修資金、設備投資関連以外の農業運転資金、他金融機関の農機具ローン資金借換
貯金担保貸付	生活資金など
共済担保貸付	生活資金など
年金担保貸付	生活資金など

※ 上記の他にも融資商品をご用意しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

<当 J A 提携保証会社> 富山県農業信用基金協会、協同住宅ローン株式会社
三菱UFJニコス株式会社、株式会社ジャックス
富山県信用保証協会、全国保証株式会社

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JA キャッシュサービス	カード1枚で、当農協のATMをはじめ、全国の提携金融機関やコンビニ、ゆうちょ銀行のATMでご利用できます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、必要な時にお引出ができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。なお、手数料については手数料一覧表をご参照下さい。
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立て下さい。なお、手数料については手数料一覧表をご参照下さい。
JA カード (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金が入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当農協のキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。
iDeCo (個人型確定拠出年金)	20歳以上65歳未満の公的年金の被保険者の方が加入できる税制優遇のある年金制度です。月額5,000円から始められます。税金の負担を小さくし運用することで、将来受け取る自分の年金を増やすことを目指せる仕組みです。

【主な手数料一覧】

○内国為替の取扱手数料

			店頭表示(員外)	組合員様にご依頼のもの		
			他金融機関宛 (系統含む)	系統機関宛	他金融機関宛	
振込手数料	電信扱い	1万円未満	440円	220円	440円	
		1万円以上 3万円未満	550円	330円	550円	
		3万円以上	770円	550円	770円	
	文書扱い	1万円未満	330円	110円	330円	
		1万円以上 3万円未満	440円	220円	440円	
		3万円以上	660円	440円	660円	
送金手数料	普通扱い	1件につき	660円			
	電信扱い	1件につき	880円			
代金取立手数料	普通扱い	1通につき	660円			
	至急扱い	1通につき	880円			
その他手数料		・送金、振込の組戻し料	1通につき	660円		
		・取立手形組戻し料	1通につき	660円		
		・取立手形店頭呈示料	1通につき	660円		
		ただし、660円を超える経費を要する場合はその実費を申し受けます。				
		・不渡手形返却料	1通につき	660円		
		・離島回金料	お支払いいただく必要はありません。			

ATM	振替手数料	無 料				
	振込手数料	金額	当JA内宛	県内JA宛	県外JA宛	他行宛
		1万円未満	無 料	110円	110円	220円
		1万円以上 3万円未満	無 料	110円	110円	220円
		3万円以上	無 料	220円	330円	440円

JAネットバンク (個人)	振替手数料	無 料				
	振込手数料	金額	当JA内宛	県内JA宛	県外JA宛	他行宛
		1万円未満	無 料	無 料	110円	220円
		1万円以上 3万円未満	無 料	無 料	220円	275円
		3万円以上	無 料	無 料	330円	440円

JAネットバンク (法人IB)	取引種別	金額	当JA内宛	県内JA宛	県外JA宛	他行宛
	振込 (振替手数料)	3万円未満	無 料	220円	330円	440円
		3万円以上	無 料	330円	440円	660円
	総合振込 手数料	3万円未満	無 料	220円	330円	440円
		3万円以上	無 料	330円	440円	660円
	給与・賞与 振込手数料	3万円未満	無 料	110円	110円	220円
3万円以上		無 料	110円	110円	220円	

○貯金ネットサービス顧客手数料

※ご利用可能時間はATMにより異なりますのでご注意ください。

ATM	取扱日	取扱時間	顧客手数料	
			出金	入金
富山県内JA	平日	8:00 ~ 21:00	無料	無料
	土日・祝日	8:45 ~ 17:00		
富山県外JA	平日	8:00 ~ 21:00	無料	無料
	土日・祝日	8:00 ~ 21:00		
三菱UFJ銀行	平日	8:00 ~ 8:45	110円	—
		8:45 ~ 18:00	無料	—
		18:00 ~ 21:00	110円	—
	土日・祝日	8:00 ~ 21:00	110円	—
ゆうちょ銀行	平日	8:00 ~ 8:45	220円	110円
		8:45 ~ 18:00	110円	110円
		18:00 ~ 21:00	220円	110円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	220円	110円
		9:00 ~ 14:00	110円	110円
		14:00 ~ 21:00	220円	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	220円	110円
セブン銀行・ ローソン・ イーネット(※1)	平日	8:00 ~ 8:45	110円	110円
		8:45 ~ 18:00	無料	無料
		18:00 ~ 21:00	110円	110円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円	110円
		9:00 ~ 14:00	無料	無料
		14:00 ~ 21:00	110円	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円	110円
JFマリンバンク	平日・土日祝日	8:00 ~ 21:00	無料	—

(※1)イーネットはファミリーマート設置のATMです。

キャッシング	平日	8:00 ~ 8:45	110円	—
		8:45 ~ 18:00	無料	—
		18:00 ~ 21:00	110円	—
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円	—
		9:00 ~ 14:00	無料	—
		14:00 ~ 21:00	110円	—
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円	—

(注) “—”は、ご利用いただけない取引です。

信用手数料一覧

項 目	単 位	金 額	備 考	
各種口座振替「紙媒体による持込」	1件	155円		
各種口座振替「データによる持込」	1件	88円		
各種口座振替「定時自動集金」	1件	55円		
各種口座振替「法人ネットバンク伝送」	1件	33円		
手形用紙代	1枚	132円		
手形用紙代	1冊	1,320円		
マル専口座取扱(割賦販売通知書)	1通	3,300円		
〃手形用紙	1枚	550円		
小切手用紙代	1冊	1,320円		
残高証明書	1件	550円		
残高証明書(監査法人向け)	1件	3,300円		
証書・通帳再発行	1件	1,100円		
キャッシュカード発行	1件	0円		
キャッシュカード再発行(磁気カード→ICカード)	1件	0円		
キャッシュカード再発行(ICカード→ICカード)(注1)	1件	1,100円		
キャッシュカード再発行(一体型→一体型)(注1)	1件	1,100円	別途UFJニコス所定手数料負担有	
取引履歴明細票発行	1枚	110円		
暗証番号照会料	1回	550円		
貸出業務手数料	ローンカード再発行	1件	550円	
	返済条件変更	1件	5,500円	貯担・共済担保除く
	全額繰上返済	1件	5,500円	貯担・共済担保除く
	一部繰上返済	1件	3,300円	住宅ローン、貯担・共済担保除く
	住宅ローン一部繰上返済(ネットバンク)	1件	0円	
	住宅ローン融資実行手数料	1件	11,000円	
融資可能証明書	1件	5,500円		
定額自動送金サービス	年間基本料	660円	振込手数料は別途為替手数料	
JAネットバンクサービス利用(個人)	月額	0円		
JAネットバンクサービス利用(法人)	月額	1,100円	照会・振込サービス(リアル系取引)	
JAネットバンクサービス利用(法人)	月額	3,300円	照会・振込サービス(リアル系取引) データ 伝送サービス(総振・給振・口座振替)	
JAデータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)	月額	3,300円		
国債等保護預り口座管理	1口座月額	110円		
個人向け国債口座管理	〃	110円		
登記簿謄本等発行利用料	1案件	714円		
別紙両替・金種指定出金・大量硬貨入金手数料表による				

(料金記載の金額には、10%の消費税が含まれています)

(注1)キャッシュカードの磁気不良による再発行は無料

両替・金種指定出金・大量硬貨入金手数料一覧

項 目	枚 数	金 額	備 考	
両替手数料	1枚～100枚	無料	◎無料での取扱いは、1日1回限り	
	101枚～300枚	110円		
	301枚～1000枚	330円		
	1001枚～2000枚	660円		
	2001枚以上は1000枚毎に330円加算			
	◎同一金種・汚損紙幣・硬貨や記念硬貨は無料			
	◎両替の取扱い枚数は、お客様が受取る枚数、または持参される枚数のいずれが多い方			
	◎新券への両替は、同一金種であっても100枚を超える部分は有料			
金種指定出金手数料	1枚～100枚	無料	◎無料での取扱いは1日1回限り	
	101枚～300枚	110円		
	301枚～1000枚	330円		
	1001枚～2000枚	660円		
	2001枚以上は1000枚毎に330円加算			
	◎お引出し総枚数から1万円紙幣を除いた枚数で計算します			
	但し、1万円紙幣が新券の場合は、お取扱い枚数に含みます			
	大量硬貨入金手数料	1枚～1000枚	無料	
1001枚～2000枚		550円		
2001枚以上は1000枚毎に220円加算				
◎入金の際に、硬貨の枚数が1001枚以上になる場合は入金手数料が必要 但し、農産物販売代金等の入金は対象外とする				
◎当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金への入金や振込、税金等の納付、払込が対象 但し、寄付金や義援金の振込、払込は無料				
◎オープン出納機・OTM等、機器で計数できないものはお預りできません				

(料金記載の金額には、10%の消費税が含まれています)

【キャッシュサービス一覧】

設置場所	所在地	稼働時間		
		平日	土曜日	日曜日・祝祭日
金融共済部金融本店	南砺市荒木 5318	8:45～19:00	8:45～17:00	8:45～17:00
う米蔵	南砺市天神 241	8:00～21:00	8:45～17:00	8:45～17:00
福光地区センター	南砺市福光 6722	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
南砺市役所福光庁舎前	南砺市荒木 1550	8:00～21:00	8:45～17:00	8:45～17:00
サンキューフレッサ店	南砺市荒木 5418	8:45～20:00	8:45～17:00	8:45～17:00

【主な共済仕組み一覧】

○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすい万一保障です。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
定期生命共済・ 定期生命共済（通減期間設定型） 【みちびき】	一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。 お子さまの成長・独立が見込まれる高齢期の保障を抑えることで、より手頃な掛金で保障を準備することも可能です。
医療共済 【メディフル】	病気やケガによる日帰り入院からまとまった一時金を受け取れるプランです。一生涯保障や先進医療などライフプランにあわせて自由に設計できるほか、健康を維持した場合に健康祝金を受け取ることができるプランもあります。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。
がん共済	がんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や再発・長期治療のときは一時金をお支払します。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	三大疾病やその他の生活習慣病など、身近な生活習慣病のリスクに備えるプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さま・お孫さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MC I）まで幅広く保障するプランです。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
生活障害共済 【働くわたしのささエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償責任などを保障します。
農業者賠償責任共済 【ファーマスト】	農業を営むうえで生じた損害賠償責任などを保障します。

○ いえに関する保障

種 類	内 容
建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自動車共済【クルマスター】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「人身傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」等がセットされたプランです。また、掛金割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含みます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

（注記）：トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。
また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	4年度	5年度		4年度	5年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	65,538,841	66,654,853	1. 信用事業負債	67,423,092	68,448,545
(1) 現金	182,580	174,264	(1) 貯金	67,255,219	68,298,902
(2) 預金	52,466,125	54,186,531	(2) その他の信用事業負債	165,002	146,772
系統預金	52,464,237	54,185,139	未払費用	4,990	2,791
系統外預金	1,888	1,392	その他の負債	160,012	143,981
(3) 有価証券	7,244,666	6,932,000	(3) 債務保証	2,871	2,871
国債	5,415,616	5,566,160	2. 共済事業負債	150,962	150,719
地方債	1,633,450	1,270,700	(1) 共済資金	66,043	66,799
政府保証債	98,150	95,140	(2) 未経過共済付加収入	84,876	83,920
社債	97,450	-	(3) その他の共済事業負債	43	-
(4) 貸出金	5,404,644	5,127,967	3. 経済事業負債	312,117	344,201
(5) その他の信用事業資産	253,945	246,897	(1) 経済事業未払金	207,285	190,653
未収収益	247,746	240,680	(2) 経済受託債務	104,515	153,379
その他の資産	6,198	6,217	(3) その他の経済事業負債	318	169
(6) 債務保証見返	2,871	2,871	4. 雑負債	228,219	170,547
(7) 貸倒引当金	△ 15,990	△ 15,677	(1) 未払法人税等	2,869	4,445
2. 共済事業資産	202	239	(2) リース債務	20,826	13,023
(1) その他の共済事業資産	202	239	(3) 資産除去債務	45,699	46,107
3. 経済事業資産	1,132,872	1,054,444	(4) その他の負債	158,825	106,972
(1) 経済事業未収金	197,461	187,730	5. 諸引当金	47,556	44,719
(2) 経済受託債権	534,119	452,673	(1) 賞与引当金	29,017	29,889
(3) 棚卸資産	380,064	393,049	(2) 退職給付引当金	9,118	1,783
購買品	380,064	393,049	(3) 役員退職慰労引当金	9,421	13,047
(4) その他の経済事業資産	24,031	22,179	6. 繰延税金負債	-	-
(5) 貸倒引当金	△ 2,802	△ 1,187	負債の部合計	68,161,946	69,158,732
4. 雑資産	143,351	129,347	(純資産の部)		
(1) 雑資産	143,351	129,347	1. 組合員資本	5,151,291	5,203,612
5. 固定資産	2,097,906	2,022,382	(1) 出資金	974,792	969,434
(1) 有形固定資産	2,081,947	2,007,768	(2) 資本準備金	16,642	16,642
建物	3,968,339	4,047,916	(3) 利益剰余金	4,160,619	4,219,493
機械装置	1,780,049	1,739,411	利益準備金	1,095,000	1,105,000
土地	630,830	630,830	その他利益剰余金	3,065,619	3,114,493
リース資産	47,666	47,666	肥料協同購入積立金	1,566	1,566
その他の有形固定資産	1,101,859	1,105,818	税効果調整積立金	13,792	12,185
減価償却累計額	△ 5,446,796	△ 5,563,873	施設整備積立金	840,000	840,000
(2) 無形固定資産	15,959	14,614	リスク管理積立金	1,155,492	1,165,492
6. 外部出資	4,237,120	4,236,332	生産安定対策等積立金	15,121	15,121
(1) 外部出資	4,280,534	4,280,534	農林振興積立金	50,000	75,000
系統出資	4,099,567	4,099,567	特別積立金	924,465	924,465
系統外出資	92,067	92,067	当期末処分剰余金	65,183	80,664
子会社等出資	88,900	88,900	(うち当期剰余金)	(46,124)	(69,000)
(2) 外部出資等損失引当金	△ 43,414	△ 44,202	(4) 処分未済持分	△ 762	△ 1,957
7. 繰延税金資産	54,958	12,185	2. 評価・換算差額等	△ 107,987	△ 252,562
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 107,987	△ 252,562
資産の部合計	73,205,250	74,109,782	純資産の部合計	5,043,304	4,951,050
			負債及び純資産の部合計	73,205,250	74,109,782

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	4年度	5年度		4年度	5年度
1. 事業総利益	1,212,550	1,261,721	(11) 利用事業収益	388,081	408,662
事業収益	3,540,868	3,655,571	(12) 利用事業費用	240,609	250,470
事業費用	2,328,318	2,393,850	利用事業総利益	147,472	158,192
(1) 信用事業収益	363,322	421,530	(13) 介護保険・福祉事業収益	102,418	99,578
資金運用収益	345,791	340,809	(14) 介護保険・福祉事業費用	27,327	27,310
(うち預金利息)	214,660	215,760	介護保険・福祉事業総利益	75,092	72,269
(うち有価証券利息)	42,445	53,965	(15) その他事業収益	37,307	21,395
(うち貸出金利息)	66,084	66,999	(16) その他事業費用	23,775	14,649
(うちその他受入利息)	22,603	4,085	その他事業総利益	13,532	6,746
役務取引等収益	13,932	14,390	(17) 指導事業収入	23,219	28,633
その他事業直接収益	-	51,940	(18) 指導事業支出	63,162	64,260
その他経常収益	3,598	14,391	指導事業収支差額	△ 39,942	△ 35,626
(2) 信用事業費用	37,262	83,388	2. 事業管理費	1,238,159	1,270,295
資金調達費用	3,957	3,222	(1) 人件費	880,995	880,322
(うち貯金利息)	3,702	3,002	(2) 業務費	95,990	99,674
(うち給付補填備金繰入)	248	147	(3) 諸税負担金	35,903	36,312
(うちその他支払利息)	7	73	(4) 施設費	220,026	248,034
役務取引等費用	3,060	3,096	(5) その他事業管理費	5,246	5,953
その他事業直接費用	-	43,934	事業損失	25,608	8,574
その他経常費用	30,244	33,137	3. 事業外収益	100,664	92,194
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 3,270	△ 313	(1) 受取出資配当金	67,155	67,155
信用事業総利益	326,060	338,142	(2) 賃貸料	4,531	4,471
(3) 共済事業収益	237,560	221,096	(3) フレッサ賃貸料	14,978	14,165
共済付加収入	217,980	208,354	(4) 雑収入	14,000	6,403
その他の収益	19,580	12,742	4. 事業外費用	12,924	13,453
(4) 共済事業費用	9,161	9,920	(1) 寄付金	-	101
共済推進費	1,822	1,913	(2) 外部出資等損失引当金戻入益	△ 319	-
共済保全費	4,088	4,136	(3) 外部出資等損失引当金繰入	-	788
その他の費用	3,252	3,870	(4) フレッサ賃貸費用	12,743	11,987
共済事業総利益	228,399	211,177	(5) 雑損失	500	577
(5) 購買事業収益	2,373,377	2,425,132	経常利益	62,131	70,168
購買品供給高	2,231,865	2,281,950	5. 特別利益	99	35,000
購買手数料	44,508	40,637	(1) 固定資産処分益	99	-
修理サービス料	85,754	85,276	(2) 一般補助金	-	35,000
その他の収益	11,250	17,270	6. 特別損失	5,623	36,660
(6) 購買事業費用	2,008,137	2,016,756	(1) 固定資産処分損	3,892	1,660
購買品供給原価	1,936,766	1,943,801	(2) 生産安定対策費用	1,731	35,000
その他の費用	71,371	72,955	税引前当期利益	56,607	68,507
(うち貸倒引当金繰入額)	421	-	法人税・住民税及び事業税	6,342	10,384
(うち貸倒引当金戻入益)	-	△ 993	過年度法人税等	-	△ 12,483
購買事業総利益	365,240	408,376	法人税等調整額	4,141	1,607
(7) 販売事業収益	80,350	83,712	法人税等合計	10,483	△ 492
販売手数料	65,320	64,450	当期剰余金	46,124	69,000
その他の収益	15,030	19,262	当期首繰越剰余金	13,187	10,058
(8) 販売事業費用	14,219	14,797	税効果調整積立金取崩額	4,141	1,607
その他の費用	14,219	14,797	生産安定対策等積立金取崩額	1,731	-
販売事業総利益	66,130	68,915	当期末処分剰余金	65,183	80,664
(9) 保管事業収益	31,335	36,214			
(10) 保管事業費用	767	2,683			
保管事業総利益	30,568	33,530			

3. 注記表

(令和4年度)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

(1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

(2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

①時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

購買品（肥料、農薬） …総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購買品（農機具製品、自動車） …個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購買品（上記以外の購買品） …売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

正常先債権及び要注先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(令和4年度)

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しています。

④利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤介護保険・福祉事業

要介護者を対象としたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

(令和4年度)

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部で行い、両者を合算してプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。

なお、精算が終了していない「JA共同計算」にかかる経済受託債権及び経済受託債務については、相殺した残高を貸借対照表に表示しています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認じておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

②LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しています。

③購買事業等における支払奨励金の会計処理

購買事業等において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の事業収益が255,329千円、事業費用が255,329千円減少していますが、この変更による事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当該事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

(令和4年度)

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 55,788千円(繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュフローについては中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 18,793千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,526,609 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	1,294,652 千円
構築物	329,753 千円
機械装置	1,795,999 千円
車両運搬具	3,783 千円
工具器具備品	98,816 千円
土地	3,606 千円

(令和4年度)

(2) 担保に供している資産

- ①有価証券100,000千円は前払式証券の発行にかかる保証金として法務局に供託しています。
- ②預金1,500,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。
金銭債務は 13,181 千円です。

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権は 5,658 千円です。
金銭債務はありません。

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は35,306千円、危険債権額は26,917千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額ははありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破綻更生債権額及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,223千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

- ①子会社との取引による収益総額 120 千円
- ②子会社との取引による費用総額 1,000 千円

VI. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。
また、通常の貸出取引については、融資審査部署にて与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(令和4年度)

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が19,933千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(令和4年度)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	52,466,125	52,449,730	△ 16,395
有価証券			
満期保有目的の債券	199,956	200,080	124
その他有価証券	7,044,710	7,044,710	—
貸出金	5,404,644		
貸倒引当金	△ 15,990		
貸倒引当金控除後	5,388,654	5,417,433	28,779
資産計	65,099,445	65,111,953	12,508
貯金	67,255,219	67,207,390	△ 47,829
負債計	67,255,219	67,207,390	△ 47,829

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(令和4年度)

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	4,280,534
外部出資損失等引当金	△ 43,414
外部出資損失等引当金控除後	4,237,120

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	52,466,125	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	200,000	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	1,400,000	500,000	400,000	-	-	4,800,000
貸出金	839,457	476,348	410,433	369,437	335,380	2,971,007
合計	54,905,582	976,348	810,433	369,437	335,380	7,771,007

※貸出金のうち、当座貸越175,901千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等2,582千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	57,482,780	4,999,371	4,265,175	220,970	195,994	90,929

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	199,956	200,080	124
合 計		199,956	200,080	124

(令和4年度)

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	3,848,880	3,789,797	59,083
	地方債	100,110	99,903	207
	小計	3,948,990	3,889,700	59,290
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,366,780	1,478,368	△ 111,588
	地方債	1,533,340	1,626,192	△ 92,852
	社債	97,450	100,000	△ 2,550
	政府保証債	98,150	99,604	△ 1,454
	小計	3,095,720	3,304,163	△ 208,443
合計	7,044,710	7,193,863	△ 149,153	

上記の評価差額に繰延税金資産41,166千円を加えた額△107,987千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

VII. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	20,321千円
退職給付費用	45,719千円
退職給付の支払額	△ 14,462千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 21,814千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 20,646千円
期末における退職給付引当金	9,118千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	736,708千円
特定退職金共済制度	△ 190,599千円
年金資産	△ 536,991千円
未積立退職給付債務	9,118千円
退職給付引当金	9,118千円

(令和4年度)

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 0千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,405千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は108,083千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	8,009千円
退職給付引当金	2,517千円
役員退職慰労引当金	2,600千円
外部出資等損失引当金	11,982千円
J Aバンク支援積立金	10,007千円
資産除去債務	12,613千円
減損損失	60,196千円
その他有価証券評価差額金	41,166千円
その他	1,956千円
繰延税金資産小計	151,046千円
評価性引当額	△ 95,257千円
繰延税金資産合計(A)	55,788千円
繰延税金負債	
資産除去債務(固定資産増加分)	830千円
繰延税金負債合計(B)	830千円
繰延税金資産の純額(B) - (A)	54,958千円

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 10.7%
事業分量配当金	△ 3.2%
住民税均等割等	1.1%
法人税特別控除	△ 1.8%
評価性引当額の増減	△ 0.2%
その他	△ 0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.5%

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

(1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

購買品（肥料、農薬） …総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購買品（農機具製品、自動車） …個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購買品（上記以外の購買品） …売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する事務を負っています。この利用者等に対する履行義務は各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤介護保険・福祉事業

要介護者を対象としたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

(令和5年度)

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部で行い、両者を合算してプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。

なお、精算が終了していない「JA共同計算」にかかる経済受託債権及び経済受託債務については、相殺した残高を貸借対照表に表示しています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当該事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたします。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記**(繰延税金資産の回収可能性)**

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 12,976千円 (繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 16,865千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記**(1) 資産に係る圧縮記帳額**

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,559,249 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	1,294,652 千円
構築物	329,753 千円
機械装置	1,828,639 千円
車両運搬具	3,783 千円
工具器具備品	98,816 千円
土地	3,606 千円

(令和5年度)

(2) 担保に供している資産

- ①有価証券100,000千円は前払式証券の発行にかかる保証金として法務局に供託しています。
- ②預金1,500,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。
金銭債務は 13,447 千円です。

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権は 4,718 千円です。
金銭債務はありません。

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は18,840千円、危険債権額は28,863千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻更生債権額及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,703千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

- | | |
|-----------------|----------|
| ①子会社との取引による収益総額 | 120 千円 |
| ②子会社との取引による費用総額 | 1,000 千円 |

VI. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、融資審査部署にて与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(令和5年度)

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が22,190千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(令和5年度)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	54,186,531	54,153,655	△ 32,876
有価証券			
その他有価証券	6,932,000	6,932,000	—
貸出金	5,127,967		
貸倒引当金	△ 15,677		
貸倒引当金控除後	5,112,290	5,139,010	26,720
資産計	66,230,821	66,224,665	△ 6,156
貯金	68,298,902	68,212,975	△ 85,927
負債計	68,298,902	68,212,975	△ 85,927

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券について、国債は、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債等は、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(令和5年度)

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。
また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,280,534
外部出資等損失引当金	△ 44,202
外部出資等損失引当金控除後	4,236,332

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	54,186,531	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	7,500,000
貸出金	815,477	438,640	395,055	357,574	291,054	2,828,199
合計	55,002,008	438,640	395,055	357,574	291,054	10,328,199

※貸出金のうち、当座貸越166,617千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,968千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	57,344,274	5,354,073	4,735,026	209,009	528,912	127,608

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(令和5年度)

Ⅶ. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	地方債	100,640	99,913	727
	小計	100,640	99,913	727
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	5,566,160	5,760,973	△ 194,813
	地方債	1,170,060	1,224,053	△ 53,993
	政府保証債	95,140	99,624	△ 4,484
	小計	6,831,360	7,084,649	△ 253,289
合 計	6,932,000	7,184,562	△ 252,562	

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
国債	3,741,748	51,940	-
地方債	567,835	-	41,400
社債	97,466	-	2,534
合計	4,407,049	51,940	43,934

Ⅷ. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	9,118 千円
退職給付費用	45,714 千円
退職給付の支払額	△ 12,693 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 21,218 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 19,138 千円
期末における退職給付引当金	1,783 千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	717,787 千円
年金資産	△ 524,221 千円
特定退職金共済制度	△ 191,783 千円
未積立退職給付債務	1,783 千円
退職給付引当金	1,783 千円

(令和5年度)

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 45,714 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため抛出した特例業務負担金10,089千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は93,063千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	8,249 千円
退職給付引当金	492 千円
役員退職慰労引当金	3,601 千円
外部出資等損失引当金	12,200 千円
J Aバンク支援積立金	10,100 千円
資産除去債務	12,726 千円
減損損失	59,620 千円
その他有価証券に係る繰延税金資産	69,707 千円
その他	2,291 千円
繰延税金資産小計	178,987 千円
評価性引当額	△ 166,010 千円
繰延税金資産合計(A)	12,976 千円
繰延税金負債	
資産除去債務(固定資産増加分)	791 千円
繰延税金負債合計(B)	791 千円
繰延税金資産の純額(A) - (B)	12,185 千円

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.2 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	13.5 %
事業分量配当金	△ 3.1 %
住民税均等割等	0.9 %
法人税特別控除	△ 2.2 %
評価性引当額の増減	1.5 %
過年度法人税等	△ 18.2 %
その他	0.1 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 0.7 %

4. 剰余金処分計算書

(単位: 千円)

科 目	4年度	5年度
1. 当期末処分剰余金	65,183	80,664
3. 剰余金処分額	55,126	35,156
(1) 利益準備金	10,000	14,000
(2) 任意積立金	35,000	10,000
うちリスク管理積立金	10,000	-
うち農業振興積立金	25,000	10,000
(3) 出資配当金	3,479	3,460
うち普通出資に対する配当金	3,479	3,460
(4) 事業分量配当金	6,646	7,696
4. 次期繰越剰余金	10,058	45,509

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和4年度 0.36% 令和5年度 0.36%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

令和4年度 米出荷量60Kg当たり10円の割合、肥料供給高1,000円当たり10円の割合、農業供給高1,000円当たり10円の割合

令和5年度 米出荷量60Kg当たり10円の割合、肥料供給高1,000円当たり10円の割合、農業供給高1,000円当たり10円の割合

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は下表のとおりです。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和4年度 10,000千円 令和5年度 10,000千円

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立・取崩基準	
肥料協同購入積立金	肥料価格の期中変動があった場合、農家負担の軽減を図るため	農協・全農各段階で積み立てるものとし総額63億円を目標とし、このうち当農協の積立目標額は1,565,940円とする。	肥料価格が期中上昇し、農家に相当の負担が発生する場合、価格上昇相当額を取り崩す。
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産について回収時まで剰余金処分を留保するため	繰延税金資産の額を限度とする。	繰延税金資産の回収された年度において回収相当額を取り崩す。
施設整備積立金	農業関連施設及び生活関連施設の取得・再取得及び整備・修繕・運営等に係る経費負担に備えるため	積立金の目標額は、10億円とする。	農業関連施設並びに生活関連施設の取得・再取得及び修繕を行った場合、減価償却費または整備費・修繕費及び運営費等で多額の経費を要したときに取り崩す。
リスク管理積立金	有価証券運用のリスク負担と貸出金等(経済事業未収金含む)及び外部出資等の不良債権の償却・引当、固定資産の償却・処分及び減損、退職給付引当金の引当、米の直売に係るリスク、事務リスク等、その他農協経営に与える重大なリスクに備えるため	有価証券、貸出金等(経済事業未収金含む)、固定資産、外部出資等の期末帳簿価格の80/1000とする。	有価証券売却損・評価損が生じたとき、自己査定時に貸出金(経済事業未収金含む)及び外部出資等に係る外部積立の減損により重大な影響が生じたとき、米の直売にかかる損失が生じたとき、事務リスク等に損失が生じたとき、その他農協経営に与える重大な損失が生じたときに相当額を取り崩す。
生産安定対策等積立金	今後の米穀の安定生産において適正かつ均衡ある生産・販売・流通システム構築に係る安定生産確保に備え、JA経営の健全性を確保するため	63,099,613円とする。	単年度毎の生産安定対策に係る相当額を取り崩す。
農業振興積立金	農作物価格や生産資材価格の著しい変動もしくは大規模な自然災害など、予期せぬ不測の事態に備え、地域農業の継続に必要な資金を確保するため	積立金の目標額は、10億円とする。	農作物価格や生産資材価格の著しい変動もしくは大規模な自然災害、その他の事由により生産者の経営に重大な影響がある場合、地域農業の継続のために支出した経費相当額を取り崩す。

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年3月1日から令和6年2月29日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年6月21日
福光農業協同組合
代表理事組合長 幅田 浩司

6. 会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人)

項 目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経 常 収 益	4,127	3,909	4,339	3,874	3,705
信用事業収益	443	402	401	363	422
共済事業収益	277	257	255	238	221
農業関連事業収益	1,662	1,773	2,073	1,722	1,584
生活その他事業収益	1,746	1,477	1,609	1,551	1,478
経 常 利 益	182	132	153	62	70
当 期 剰 余 金	156	122	116	46	69
出 資 金	983	981	977	975	969
(出 資 口 数)	(983,465)	(981,321)	(977,045)	(974,792)	(969,434)
純 資 産 額	5,132	5,140	5,204	5,043	4,951
総 資 産 額	71,536	73,190	72,440	73,205	73,205
貯 金 等 残 高	65,253	67,083	66,353	67,255	68,299
貸 出 金 残 高	4,891	5,266	5,528	5,405	5,128
有 価 証 券 残 高	7,118	6,778	6,726	7,245	6,932
剰 余 金 配 当 金 額	10	10	22	10	11
出 資 配 当 額	4	4	3	3	3
事 業 利 用 分 量 配 当 額	6	6	19	7	8
職 員 数	188	183	171	174	173
単 体 自 己 資 本 比 率	16.84%	17.12%	17.58%	17.65%	17.80%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 職員数は常備人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	4年度	5年度	増減
資金運用収支	342	338	△4
役務取引等収支	14	11	△3
その他信用事業収支	△27	△11	16
信用事業粗利益	326	357	31
(信用事業粗利益率)	0.50%	0.54%	0
事業粗利益	1,391	1,390	△1
(事業粗利益率)	1.78%	1.76%	△0
事業純益	110	123	13
実質事業純益	111	120	9
コア事業純益	111	112	0
コア事業純益(投資信託解約損益除く。)	111	112	0

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用

2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用

3. その他信用事業収支=(その他事業直接収益+その他経常収益)-(その他事業直接費用+その他経常費用)

4. 信用事業粗利益=信用事業収益(その他経常収益を除く。)-信用事業費用(その他経常費用を除く。)+金銭の信託運用見合費用

5. 信用事業粗利益率=信用事業粗利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

6. 事業粗利益=事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取配当金+金銭の信託運用見合費用

7. 事業粗利益率=事業粗利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

8. 事業純益=事業粗利益-事業管理費-一般貸倒引当金繰入額

9. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額

10. コア事業純益:実質事業純益-国債等債券関係損益

11. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	4年度			5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	64,995	346	0.53%	65,719	337	0.51%
うち預金	52,651	237	0.45%	53,473	216	0.40%
うち有価証券	6,896	42	0.62%	6,962	54	0.78%
うち貸出金	5,448	66	1.21%	5,284	67	1.27%
資金調達勘定	67,048	4	0.01%	67,650	3	0.00%
うち貯金・定期積金	67,048	4	0.01%	67,650	3	0.00%
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-
総資金利ざや	-	-	0.15%	-	-	0.11%

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高

3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	4年度増減額	5年度増減額
受取利息	△40	△9
うち預金	△40	△22
うち有価証券	△1	12
うち貸出金	1	1
支払利息	△1	△1
うち貯金・定期積金	△1	△1
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	0	△0
差引	△38	△8

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	24,985	37.3%	26,610	39.3%	1,625
定 期 性 貯 金	42,063	62.7%	41,039	60.7%	△ 1,024
そ の 他 の 貯 金	-	-	-	-	-
計	67,048	100.0%	67,650	100.0%	601
譲 渡 性 貯 金	-	-	-	-	-
合 計	67,048	100.0%	67,650	100.0%	601

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

② 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	40,329	100.0%	40,097	100.0%	△ 232
うち 固 定 金 利 定 期	40,309	99.9%	40,078	100.0%	△ 231
うち 変 動 金 利 定 期	21	0.1%	19	0.0%	△ 2

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	4年度	5年度	増 減
手 形 貸 付	33	30	△ 3
証 書 貸 付	5,228	5,072	△ 156
当 座 貸 越	187	181	△ 5
割 引 手 形	-	-	-
合 計	5,448	5,284	△ 165

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	4,248	78.6%	3,912	76.3%	△ 336
変 動 金 利 貸 出	1,156	21.4%	1,215	23.7%	59
合 計	5,404	100.0%	5,127	100.0%	△ 277

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	4年度	5年度	増 減
貯金・定期積金等	234	214	△ 20
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	80	67	△ 13
その他担保物	44	69	25
小 計	358	350	△ 8
農業信用基金協会保証	2,328	2,256	△ 72
その他保証	651	690	39
小 計	2,978	2,946	△ 32
信 用	2,068	1,831	△ 237
合 計	5,404	5,127	△ 277

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	4年度	5年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	3	3	0
小 計	3	3	0
信 用	-	-	-
合 計	3	3	0

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設備資金	4,477	82.8%	4,225	82.4%	△ 252
運転資金	927	17.2%	902	17.6%	△ 25
合 計	5,404	100.0%	5,127	100.0%	△ 277

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	556	10.3%	555	10.8%	△ 1
林 業	9	0.2%	7	0.1%	△ 2
水 産 業	-	-	-	-	-
製 造 業	446	8.3%	433	8.4%	△ 13
鉱 業	5	0.1%	3	0.1%	△ 2
建設・不動産業	445	8.2%	423	8.3%	△ 22
電気・ガス・熱供給水道業	39	0.7%	32	0.6%	△ 7
運輸・通信業	113	2.1%	110	2.1%	△ 3
金融・保険業	694	12.8%	690	13.5%	△ 4
卸売・小売・サービス業・飲食業	613	11.4%	560	10.9%	△ 53
地方公共団体	1,373	25.4%	1,149	22.4%	△ 224
非営利法人	-	-	-	-	-
そ の 他	1,111	20.6%	1,165	22.7%	54
合 計	5,404	100.0%	5,127	100.0%	△ 277

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	4年度	5年度	増 減
農 業	559	549	△ 10
穀 作	146	149	3
野 菜 ・ 園 芸	-	-	-
果 樹 ・ 樹 園 農 業	199	197	△ 2
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	-	3	3
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	214	200	△ 14
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	559	549	△ 10

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農産物生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1)営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	4年度	5年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	129	133	4
農 業 制 度 資 金	429	416	△ 13
農 業 近 代 化 資 金	423	409	△ 14
そ の 他 制 度 資 金	7	7	0
合 計	559	549	△ 10

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4年度	35	1	29	5	35
	5年度	19	1	14	5	19
危険債権	4年度	27	11	8	8	27
	5年度	29	8	12	9	29
要管理債権	4年度	0	0	0	0	0
	5年度	0	0	0	0	0
三月以上延滞債権	4年度	0	0	0	0	0
	5年度	0	0	0	0	0
貸出条件緩和債権	4年度	0	0	0	0	0
	5年度	0	0	0	0	0
小計	4年度	62				
	5年度	48				
正常債権	4年度	5,359				
	5年度	5,096				
合計	4年度	5,421				
	5年度	5,144				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	4年度					5年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3	3	—	3	3	3	2	—	3	2
個別貸倒引当金	19	15	—	19	15	15	15	1	15	15
合 計	22	19	—	22	19	19	17	1	18	17

(注)期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑪ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	4年度	5年度
貸出金償却額	-	-

(注)貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

種 類		4年度		5年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	9,915	58,241	10,252	61,852
	金額	9,854	16,202	9,010	16,730
代金取立為替	件数	-	1	-	-
	金額	-	3	-	-
雑 為 替	件数	154	350	173	211
	金額	25	175	27	33
合 計	件数	10,069	58,592	10,425	62,063
	金額	9,879	16,380	9,037	16,763

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	4年度	5年度	増 減
国 債	5,559	4,885	△ 674
地 方 債	1,216	1,879	662
政 府 保 証 債	20	100	79
社 債	100	99	△ 1
合 計	6,896	6,962	67

(注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
4年度								
国 債	1,600	900	-	-	1,100	1,800	-	5,400
地 方 債	-	-	-	100	200	1,400	-	1,700
政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	100	-	100
社 債	-	-	-	100	-	-	-	100
5年度								
国 債	-	-	-	-	-	5,566	-	5,566
地 方 債	-	-	-	-	416	855	-	1,271
政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	95	-	95
社 債	-	-	-	-	-	-	-	0

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

	種 類	4年度			5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	200	200	0	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
合 計	200	200	0	-	-	-	

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種 類	4年度			5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	3,849	3,790	59	-	-	-
	地方債	100	100	0	101	100	1
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	小計	3,949	3,890	59	101	100	1
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,367	1,478	△ 112	5,566	5,761	△ 195
	地方債	1,533	1,626	△ 93	1,170	1,224	△ 54
	政府保証債	98	100	△ 1	95	100	△ 4
	社債	97	100	△ 3	-	-	-
	小計	3,096	3,304	△ 208	6,831	7,085	△ 253
合 計	7,045	7,194	△ 149	6,932	7,185	△ 253	

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:千円)

種 類		4年度		5年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生 命 系	終 身 共 済	378,800	42,718,148	274,582	40,405,465
	定 期 生 命 共 済	10,000	375,600	70,000	360,100
	養 老 生 命 共 済	132,800	10,068,334	121,700	8,228,099
	う ち こ ど も 共 済	108,800	3,106,058	108,700	2,935,016
	医 療 共 済	31,800	630,500	5,000	610,600
	が ん 共 済	-	82,500	-	79,000
	定 期 医 療 共 済	-	180,100	-	170,100
	介 護 共 済	96,422	953,453	53,989	996,949
	年 金 共 済	-	96,000	-	80,000
	建 物 更 生 共 済	6,266,500	77,777,782	5,265,720	75,987,412
合 計		6,916,322	1,328,982,419	5,790,991	126,917,725

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類		4年度		5年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		13	17,329	9	16,011
		42,577	74,074	24,521	102,734
が ん 共 済		95	3,384	61	3,374
定 期 医 療 共 済		-	510	-	473
合 計		108	21,223	70	19,858
		42,577	74,074	24,521	102,734

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。)

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類		4年度		5年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済		109,071	1,375,749	68,763	1,420,357
認 知 症 共 済		4,000	4,000	19,100	22,600
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)		26,000	138,000	3,500	141,500
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)		500	30,300	3,200	35,500
特 定 重 度 疾 病 共 済		10,300	76,300	5,000	81,300

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:千円)

種 類	4年度		5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	16,136	608,029	14,573	588,029
年 金 開 始 後	-	291,863	-	297,059
合 計	16,136	899,893	14,573	885,089

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:千円)

種 類	4年度		5年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	21,604,170	17,187	20,848,650	16,615
自 動 車 共 済		198,788		202,610
傷 害 共 済	14,151,800	8,067	15,413,300	7,736
団 体 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-
定 額 定 期 生 命 共 済	4,000	24	4,000	24
賠 償 責 任 共 済		393		457
自 賠 責 共 済		22,536		19,505
合 計		246,998		246,948

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種 類		4年度	5年度
生 産 資 材	肥 料	290,028	372,054
	農 薬	257,438	272,122
	農 機 具	367,662	269,277
	飼 料	130,595	129,155
	生 産 雑 資 材	111,343	105,231
	計	1,157,066	1,147,839
生 活 物 資	米	20,067	19,516
	食 料 品	39,071	37,722
	酒 ・ 塩 ・ タ バ コ	16,712	18,769
	衣 料 品 ・ 装 飾 品	16,429	16,126
	日 用 品	16,818	16,409
	燃 料	8,956	7,947
	油 類	851,216	878,756
	自 動 車	247,352	269,162
	そ の 他 耐 久 資 材	135,541	180,774
	商 品 券 他	3,803	2,771
計	1,355,966	1,447,952	
合 計		2,513,032	2,595,791

(注) 取扱実績は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類		4年度	5年度
農 産 物	米	1,732,691	1,866,896
	麦	28,352	28,745
	豆 類 ・ 雑 穀	75,303	148,005
	野 菜	47,798	54,299
畜 産 物	生 乳	7,647	-
	牛	131,962	143,843
合 計		2,023,754	2,241,787

4. 指導事業

(単位:千円)

項 目		4年度	5年度
収 入	賦 課 金	5,547	5,530
	指 導 事 業 補 助 金	2,397	5,007
	実 費 収 入	15,275	18,097
	計	23,219	28,633
支 出	営 農 改 善 費	37,258	38,311
	生 活 文 化 事 業 費	13,954	14,581
	教 育 情 報 費	10,881	10,461
	長 期 計 画 研 究 費	1,069	906
計		63,162	64,260

IV 經營諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項 目	4年度	5年度	増 減
総資産経常利益率	0.08	0.09	0.01
資本経常利益率	1.21	1.36	0.15
総資産当期純利益率	0.06	0.09	0.03
資本当期純利益率	0.90	1.34	0.44

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区 分		4年度	5年度	増 減
貯 貸 率	期 末	8.04	7.51	△ 0.53
	期 中 平 均	8.13	7.81	△ 0.32
貯 証 率	期 末	10.77	10.15	△ 0.62
	期 中 平 均	10.28	10.29	0.01

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

項 目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	5,141,165	5,192,456
うち、出資金及び資本準備金の額	991,434	986,076
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	4,160,618	4,219,492
うち、外部流出予定額 (△)	10,125	11,155
うち、上記以外に該当するものの額	△ 762	△ 1,957
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,382	2,173
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,382	2,173
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	5,144,548	5,194,630
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	15,958	14,613
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	15,958	14,613
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		

項 目	前期末	当期末
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15,958	14,613
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	5,128,589	5,180,016
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	26,507,938	26,618,998
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,539,016	2,475,062
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	29,046,954	29,094,061
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	17.65%	17.80%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	4年度			5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	183	0	0	174	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,485	0	0	5,771	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,103	0	0	2,477	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	100	0	0	100	0	0
地方三公社向け	100	0	0	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	52,467	10,493	420	54,187	10,837	433
法人等向け	57	38	2	48	34	1
中小企業等向け及び個人向け	136	42	2	131	41	2
抵当権付住宅ローン	494	172	7	523	182	7
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	9	0	0	7	1	0
取立未済手形	5	1	0	4	1	0
信用保証協会等保証付	2,329	226	9	2,257	220	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	352	308	12	352	307	12
(うち出資等のエクスポージャー)	352	308	12	352	307	12
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	8,567	15,228	609	8,378	14,996	600
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー)	4,536	11,340	454	4,536	11,340	454
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	40	99	4	12	30	1
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,991	3,789	152	3,830	3,625	145

信用リスク・アセット (標準的手法)	4年度			5年度		
	エクスポート ジャーの期末残 高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポート ジャーの期末残 高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスクウェイトのみなし計算が適用されるエク スポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入さ れるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係 るエクスポージャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入されなかったもの の額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	73,385	26,508	1,060	74,409	26,619	1,065
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	73,385	26,508	1,060	74,409	26,619	1,065
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除した額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除した額 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	2,539	102	2,475	99		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	29,047	1,162	26,621	1,065		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

< オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >

$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		4年度				5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	436	436	-	-	452	452	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	2	2	-	2	2	2	-	2
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	108	19	-	-	97	8	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	200	-	200	-	100	-	100	-
	金融・保険業	56,775	607	-	-	58,416	607	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	4	4	-	-	2	2	-	-
	日本国政府・地方公共団体	8,595	1,382	7,214	-	8,254	1,156	7,098	-
	上記以外	534	38	-	2	597	23	-	1
	個人	2,936	2,935	-	6	2,896	2,895	-	5
その他	3,796	-	-	-	3,594	-	-	-	
業種別残高計		73,385	5,422	7,414	9	74,409	5,145	7,198	7
1年以下		54,320	251	1,603	/	54,468	281	-	/
1年超3年以下		1,202	301	901	/	188	188	-	/
3年超5年以下		303	303	-	/	531	531	-	/
5年超7年以下		872	672	200	/	746	746	-	/
7年超10年以下		2,072	678	1,394	/	613	195	418	/
10年超		6,367	3,051	3,316	/	9,863	3,083	6,779	/
期限の定めのないもの		8,249	166	-	/	8,000	121	-	/
残存期間別合計		73,385	5,422	7,414	/	74,409	5,145	7,198	/

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	4年度					5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	3	3	-	3	3	3	2	-	3	2
個 別 貸 倒 引 当 金	19	15	-	19	15	15	15	1	15	15

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	4年度					5年度						
	個別貸倒引当金				貸出金 償却	個別貸倒引当金				貸出金 償却		
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額			期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的使用			その他	目的使用	その他							
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	5	-	-	5	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	2	3	-	2	3	-	3	2	-	3	2
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上 記 以 外	1	1	-	1	1	-	1	-	-	1	-
個 人	16	12	-	16	12	-	12	8	-	12	8	
業 種 別 計	19	15	-	19	15	-	15	15	-	15	15	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		4年度			5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0%	-	9,283	9,283	-	8,816	8,816
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	2,262	2,262	-	2,196	2,196
	リスク・ウェイト 20%	-	52,477	52,477	-	54,200	54,200
	リスク・ウェイト 35%	-	490	490	-	519	519
	リスク・ウェイト 50%	-	121	121	-	119	119
	リスク・ウェイト 75%	-	36	36	-	34	34
	リスク・ウェイト 100%	-	4,142	4,142	-	3,976	3,976
	リスク・ウェイト 150%	-	-	-	-	1	1
	リスク・ウェイト 250%	-	4,576	4,576	-	4,548	4,548
	その他	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-
計	-	73,385	73,385	-	74,409	74,409	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区分	4年度		5年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	100	-	100
地方三公社向け	-	100	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	10	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	1	40	1	35
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	0	-
証券化(エクスポージャー)	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	40	78	43	87
合計	51	319	45	222

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

<p>「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。</p> <p>①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。</p> <p>②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。</p> <p>なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。</p>
--

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	4年度		5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	352	352	352	352
合計	352	352	352	352

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

4年度			5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

4年度		5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

4年度		5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	4年度	5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

<p>金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。</p>
<p>◇リスク管理の方針および手続の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明 当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。 ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明 当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。 ・金利リスク計測の頻度 毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。 ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明 当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。
<p>◇金利リスクの算定手法の概要</p> <p>当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。 ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。 ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提 流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。 ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。 ・複数の通貨の集計方法およびその前提 通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。 ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか) 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。 ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用していません。 ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明 該当ありません。 ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。 <p>◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利ショックに関する説明 リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。 ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点 特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

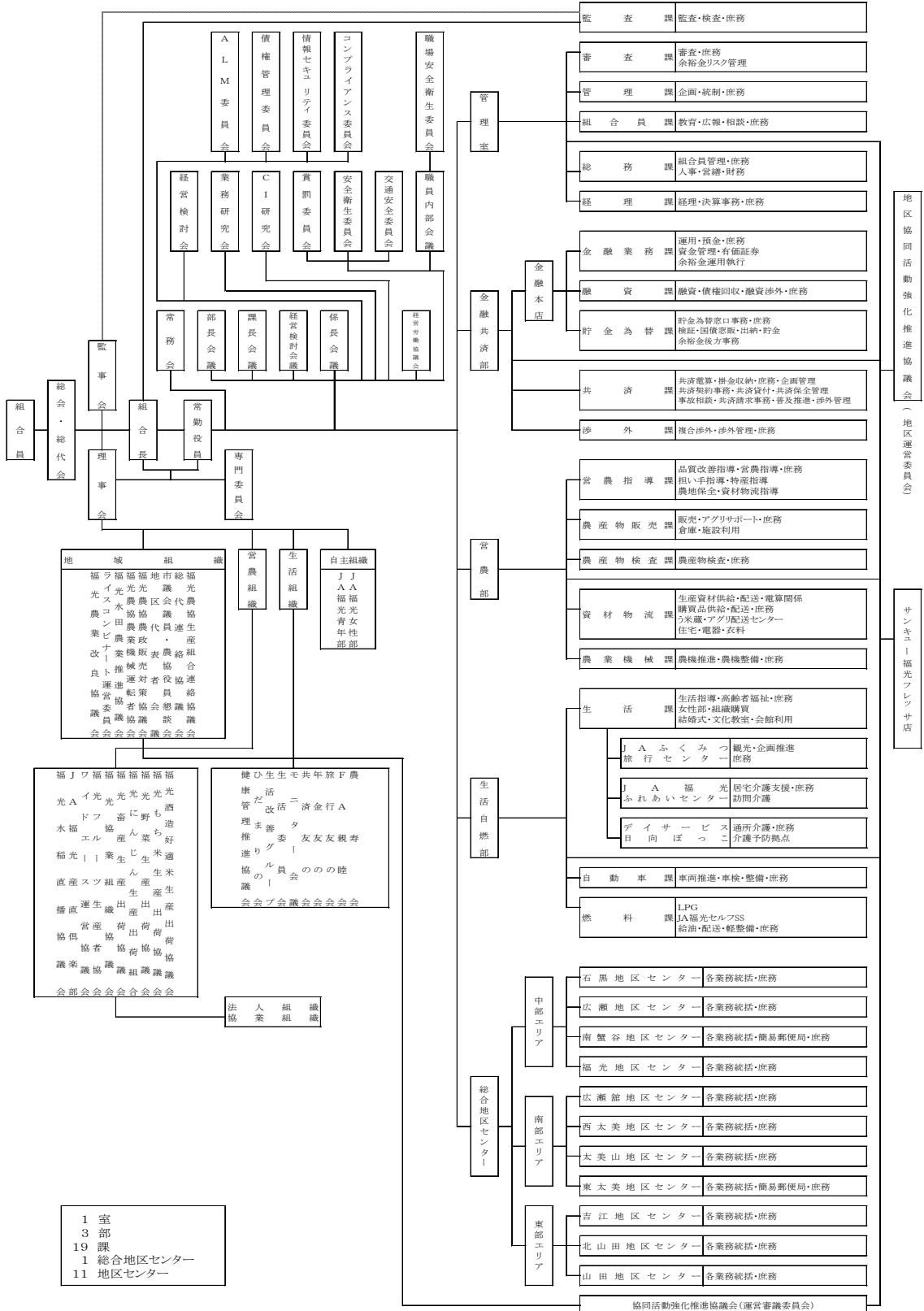
(単位:百万円)

	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	755	424	78	82
下方パラレルシフト	-	-	-	-
スティーブ化	830	487		
フラット化	-	-		
短期金利上昇	-	-		
短期金利低下	96	54		
最大値	830	487	-	-
	当期末		前期末	
自己資本の額	5,180		5,129	

【J A の概要】

1. 機構図

令和6年4月1日現在



1 室
3 部
19 課
1 総合地区センター
11 地区センター

2. 役員一覧

(令和6年5月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	幅田 浩司	理事	岩崎 栄孝
常務理事	富澤 年司	理事	置田 武志
常務理事	石崎 敏行	理事	森田 邦博
理事	山下 晴夫	理事	松本 弘衛
理事	長谷川 慶一	理事	多賀 佐太郎
理事	木下 三枝子	理事	松本 一夫
理事	荒山 進	理事	狹田 豊
理事	瀬川 政孝	理事	加藤 博子
理事	定村 仁志	代表・常勤監事	江田 博史
理事	坂井 敏之	監事	西村 信二
理事	神田 正夫	監事	北村 孝志
理事	上坂 孝	監事(員外)	荒井 勇一
理事	川合 初浩		

3. 会計監査人の名称

当組合の会計監査人は、みのり監査法人です。

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	4年度	5年度	増減
正組合員	3,784	3,761	△ 23
個人	3,749	3,723	△ 26
法人	35	38	3
准組合員	1,709	1,688	△ 21
個人	1,525	1,507	△ 18
その他団体	184	181	△ 3
合計	5,493	5,449	△ 44

5. 組合員の組織

	組織名	構成員数	備考
生産組織	福光酒米、もち米、優良米生産組合	4組織	4地区
	福光野菜生産出荷協議会	61組織	
	福光にんじん生産出荷組合	18組織	
	福光畜産生産出荷協議会	3名	
	福光協業組織協議会	46組織	
	福光フルーツ生産者協会	11名	
	土づくり資材散布車(ワイドエース)運営協議会	3組織	3地区運営委員会
	大豆コンバイン組合	5組織	5地区運営委員会
生活組織	FA親睦会	63名	
	農寿会	147名	
	年金友の会	2,771名	1協議会 11地区
	共済友の会	504名	1協議会 11地区
	旅行友の会	8組織	
	ひだまりの会	73名	協力会員54名、賛助会員13名、利用会員6名
	グループ・サークル	62名	各支部 8グループ
	健康管理推進委員会	26名	1協議会 11支部委員会
自主組織	マイカー倶楽部	875名	
	JA福光女性部	386名	1本部 11支部
	JA福光青年部	322名	1本部 11支部
地域組織	福光農協生産組合連絡協議会	119名	11地区生産組合協議会
	福光農協農政・販売対策協議会	358名	
	福光農協農業機械運転者協会	145名	
	福光水田農業推進協議会	57名	
	ライスコンビナート運営委員会	79名	11地区運営委員会
	福光農業改良協議会	42名	
	総代協議会	530名	11地区センター
	地区代表者会議	11名	年1回
営農組織	法人組織	33組織	10地区センター
	任意組織(協業・転作)	29組織	8地区センター

6. 特定信用事業代理業者の状況
該当ありません。

7. 地区一覧
南砺市(平成16年11月1日合併前の西砺波郡福光町の地域に限る)

8. 店舗等のご案内

(令和6年5月末現在)

店 舗 及 び 事 務 所 名	住 所	電 話 番 号	ATM 設置台数
本所(管理室)	南砺市荒木5318	52-1335	
総合地区センター	南砺市荒木5318	52-1325	
金融共済部 金融本店	南砺市荒木5318	52-1331	2台
金融共済部 共済課	南砺市荒木5318	52-1332	
生活自燃部 生活課	南砺市荒木5318	52-2841	
JAふくみつ旅行センター	南砺市荒木5318	52-8181	
JA福光ふれあいセンター(居宅介護)	南砺市福光1165	52-8585	
JA福光ふれあいセンター(訪問介護)	南砺市福光1192	52-2621	
デイサービス日向ぼっこ(通所介護)	南砺市福光1192	52-3939	
営農部 アグリフロンティアセンター	南砺市天神237-1	52-4153	
アグリ配送センター	南砺市天神242	52-8530	
う米蔵	南砺市天神241	52-7171	1台
農機整備場	南砺市天神242-1	52-6616	
自動車燃料センター	南砺市荒木990	52-3445	
JA福光セルフSS	南砺市遊部770	52-4170	
東太美簡易郵便局	南砺市土生新349	52-2424	
南蟹谷簡易郵便局	南砺市砂子谷1390	58-1011	
店舗外ATM設置店	福光地区センター		1台
	南砺市役所福光庁舎前		1台
	サンキューフレッサ店		1台

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	82
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	83
○ 会計監査人設置組合にあつては、会計監査人の氏名又は名称	83
○ 事務所の名称及び所在地	85
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	84
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	20 - 31
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	2
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	57
・経常利益又は経常損失	57
・当期剰余金又は当期損失金	57
・出資金及び出資口数	57
・純資産額	57
・総資産額	57
・貯金等残高	57
・貸出金残高	57
・有価証券残高	57
・単体自己資本比率	57
・剰余金の配当の金額	57
・職員数	57
・信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高、信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高、信託財産額	65
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	58 - 69
◇ 主要な業務の状況を示す指標	58.59.69
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	58
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	58
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	58
・受取利息及び支払利息の増減	58
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	69
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	69
◇ 貯金に関する指標	59
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	59
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	59

開示項目	ページ
◇ 貸出金等に関する指標	59
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	59
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	59
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	60
・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	60
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	60
・主要な農業関係の貸出実績	61
・貯貸率の期末値及び期中平均値	69
◇ 有価証券に関する指標	63 - 65 . 69
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	63
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	64
・有価証券の種類別の平均残高	63
・貯証率の期末値及び期中平均残高	69
<業務の運営に関する事項>	
○ リスク管理の体制	6 - 7
○ 法令遵守の体制	8 - 18
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	3 - 5
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	10.17
<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(損失金処理計算書)	33.34.55
○ 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	62
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	62
・危険債権	62
・三月以上延滞債権	62
・貸出条件緩和債権	62
・正常債権	62
○ 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	62
○ 自己資本の充実の状況	70.71
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	65
・有価証券	65
・金銭の信託	65
・デリバティブ取引	65
・金融等デリバティブ取引	65
・有価証券店頭デリバティブ取引	65
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	63
○ 貸出金償却の額	63
○ 会計監査人設置組合にあつては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	56